

# 高鍋町重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年4月

## 1. 重層的支援体制整備事業の実施背景

---

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」と言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

このようななか、国において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という理念が新たに生まれました。さらに、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

## 2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

### (1) 重層的支援体制整備事業の概要

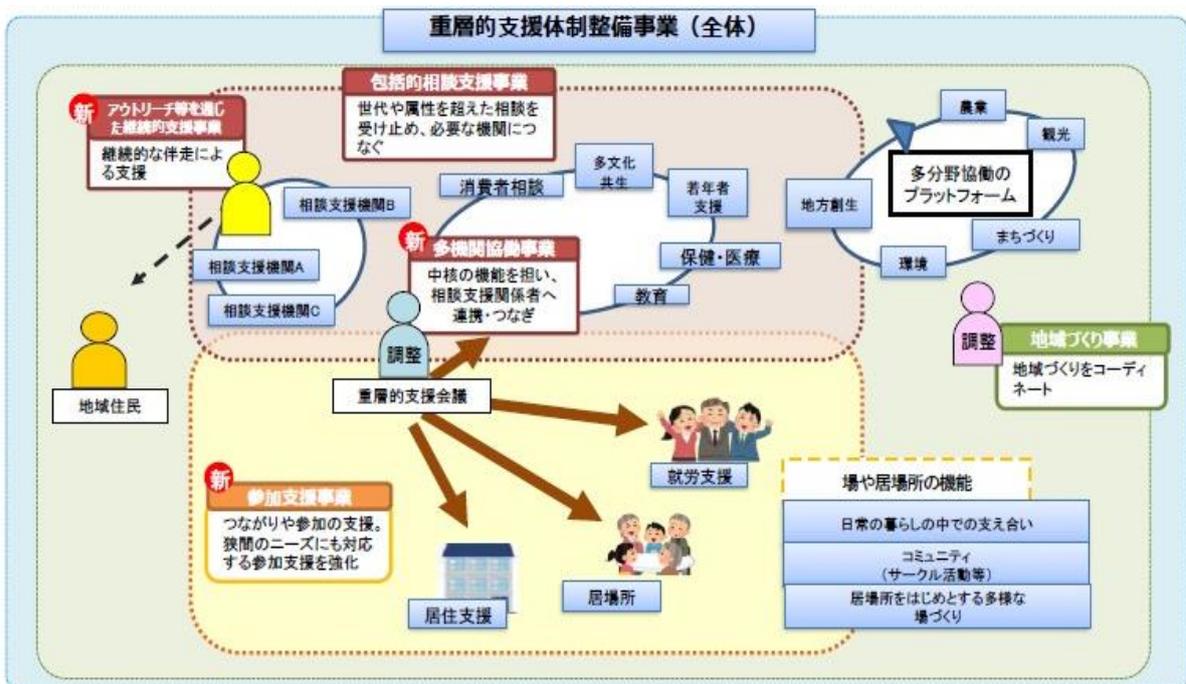
重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ. 相談支援、Ⅱ. 参加支援、Ⅲ. 地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施するものです。

Ⅰ. 相談支援として、まず、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち複雑化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。

Ⅱ. 参加支援として、相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。

Ⅲ. 地域づくりに向けた支援として、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に努めます。

以上の事業が相互に重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。



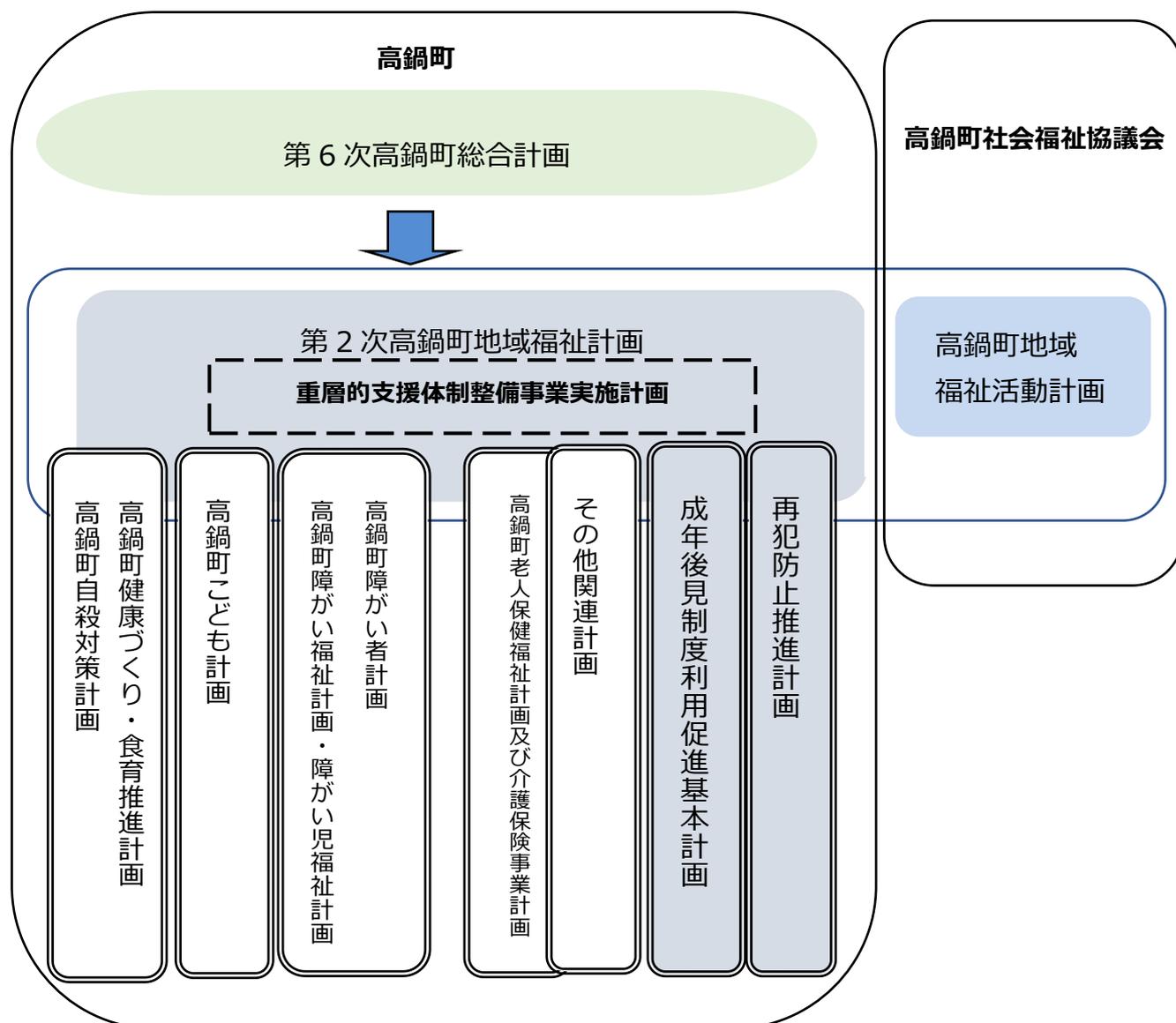
資料：厚生労働省

## (2) 計画の位置づけ・他計画との関連

本計画は、社会福祉法(以下「法」という)第 106 条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

福祉の上位計画である「第2次高鍋町地域福祉計画」の基本理念に基づき、特に同計画の施策の一つである「包括的な相談支援体制の充実」について、より具体的に必要な事項を定めたものであり、同計画に付随する計画です。

併せて、高鍋町総合計画や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図り取り組んでまいります。



### (3) 計画の期間

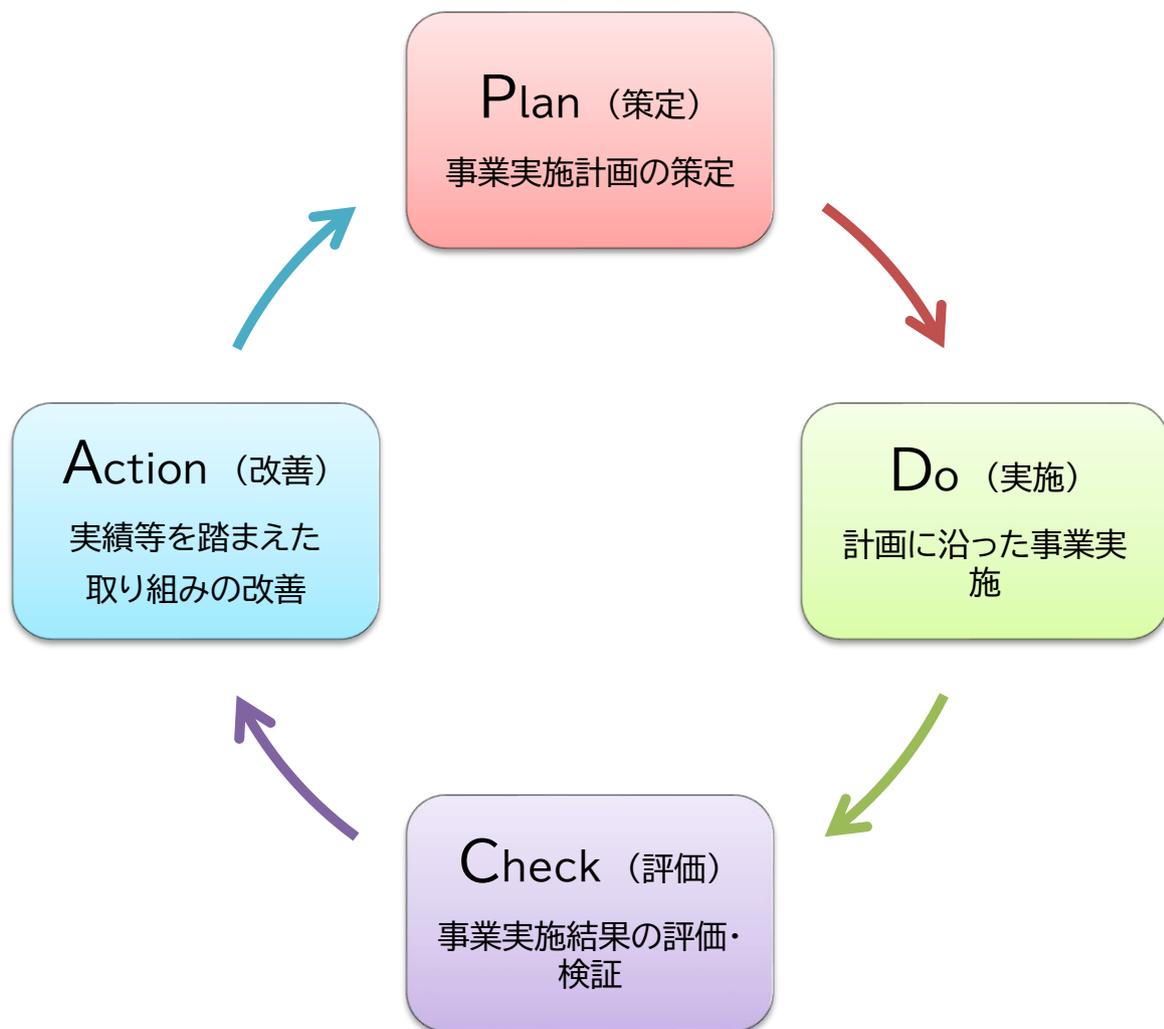
本計画の実施期間は1年間とし、第2次高鍋町地域福祉計画期間(令和8(2026)年度まで)の間、毎年度実績等を勘案して、見直しを行います。

また、今後の社会情勢等の変化や関連計画との整合性を図るため、令和9(2027)年度以降も毎年度見直しを行う予定としています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
高鍋町重層的支援体制整備事業実施計画	→	→	→	→
第2次高鍋町地域福祉計画(5年間)	→			→
			第3次高鍋町地域福祉計画	→

### (4) 計画の事業評価・見直し

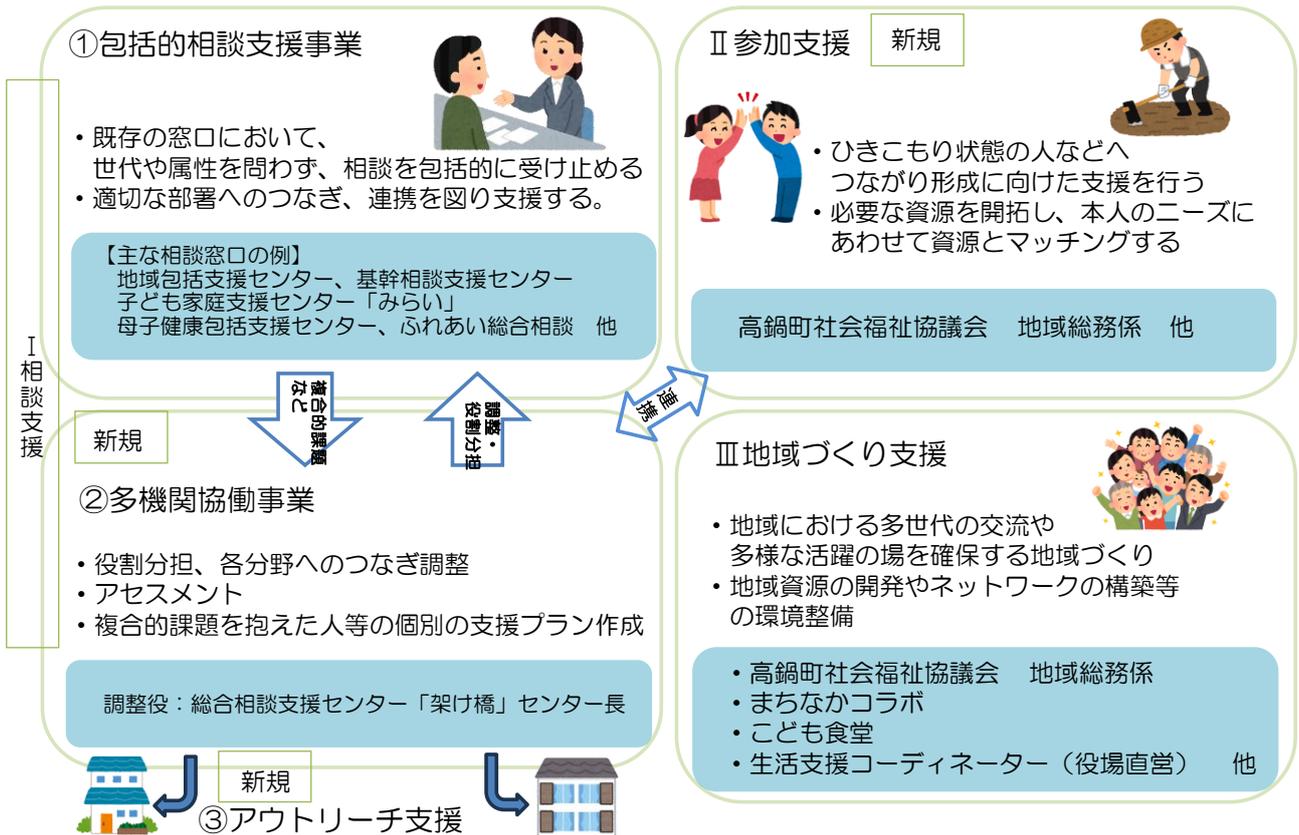
高鍋町重層的支援体制整備事業庁内推進委員会に当該年度の事業の報告を行い、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。



### 3.高鍋町における重層的支援体制整備事業

町では下図に示す通り、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援）に係る事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。

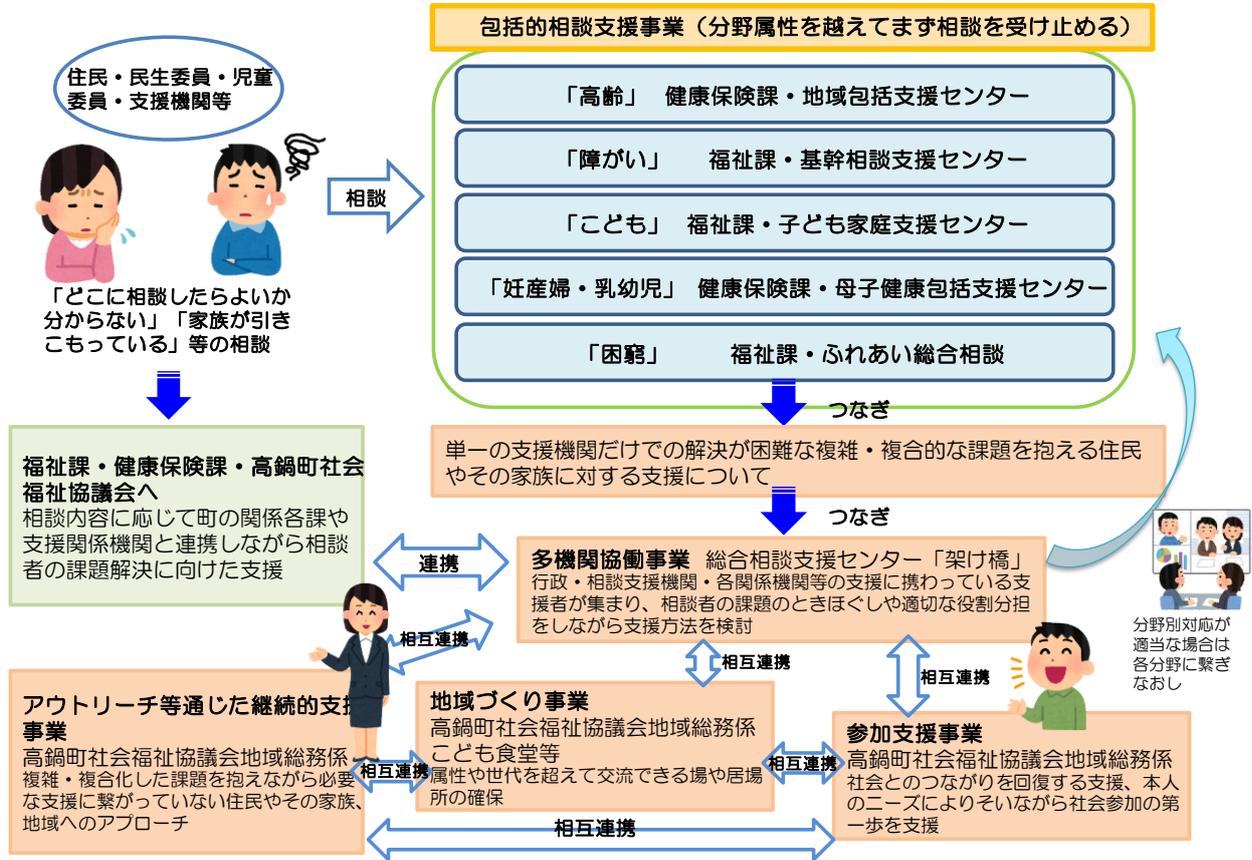
#### 高鍋町の重層的支援体制整備事業 全体像（イメージ）



# I. 相談支援

## ○相談支援体制のイメージ図

### 重層的支援体制整備事業の役割



### (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

相談者の属性（介護、障がい、こども等）、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

#### (主な相談支援機関)

事業名	機関名等	所管課	主な支援対象者	管理運営
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	健康保険課	・高齢者	委託
障害者相談支援事業	障がい者（児）等基幹相談支援センター	福祉課	・障がい者（児）	委託
利用者支援事業	子ども家庭支援センター「みらい」	福祉課	・18歳未満のこども及びその保護者	委託
	母子健康包括支援センター「オヤトコ～親と子のサポートルーム～」	健康保険課	・妊娠中の人 ・児童及びその保護者	直営

福祉事務所未設置町村相談事業	ふれあい総合相談	福祉課	・町民全般(制度のはざまの問題を抱えた人、たくさんの方の困りごとを抱えている人等) ・生活困窮者等	委託
----------------	----------	-----	--	----

(2)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けます。多くの事案は、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定されることから、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

機関名	所管課	具体的事業	管理運営
社会福祉協議会	福祉課	アウトリーチ支援員の配置	委託

(3)多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号)

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

機関名	所管課	具体的事業	管理運営
総合相談支援センター「架け橋」	福祉課	多機関協働マネージャーの設置	委託

II. 参加支援(法第106条の4第2項第2号)

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

機関名	所管課	具体的事業	管理運営
社会福祉協議会	福祉課	・住宅確保要配慮者に対する居住支援 ・不登校、ひきこもり者に対する社会参加支援	委託

### Ⅲ. 地域づくり支援(法第106条の4条第2項第3号)

各事業の対象者の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるように働きかけます。

事業名	所管課	町該当事業名	事業概要	管理運営
生活支援体制整備事業	健康保険課	・生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘や高齢者おたすけボランティアの育成を支援する。	直営
地域子育て支援拠点事業	福祉課	・地域子育て支援センター『わかば』	子育て支援センターの管理運営業務	直営
		・地域子育て支援センター「にっしん」		委託
生活困窮者等のための地域づくり事業	福祉課	・こども(地域)食堂の支援・拡充	こども(地域)食堂の支援・拡充等を通して、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。	委託

※地域介護予防活動支援事業は、令和8年度以降に重層的支援体制整備事業の適用を予定

## 4.会議体の設置・運営

町で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、下記の会議を適宜開催します。

### (1)重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン(個別支援計画)の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、

- ① プランの適正性の協議
- ② プラン終結時等の評価
- ③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

の3つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度	随時
根拠法令等	重層的支援体制整備事業実施要綱
構成員	(1)町関係各課 (2)多機関協働事業者 (総合相談支援センター「架け橋」) (3)その他町長が必要があると認める者

### (2)支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である(と思われる)にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。

会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有のや地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

開催頻度	随時
根拠法令等	社会福祉法 高鍋町重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱
構成員	(1)町関係各課 (2)多機関協働事業者 (総合相談支援センター「架け橋」) (3)その他町長が必要があると認める者

## 5.多機関協働事業の数値目標

町の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における数値目標を掲載します。

事業名	指標	令和7年度目標
多機関協働事業	重層的支援会議・支援会議の開催回数	15回

令和6年度実績(令和7年2月末)                      重層的支援会議の開催回数                      14回

(取り扱った対象者の例)

年代	課題
80代	高齢の母と統合失調症の長男の2人暮らし。生活保護世帯で他者を自宅に介入させず、自宅はゴミ屋敷。また、親子間で口論が絶えない。
20代	夫婦と子ども3人の5人世帯で、常時、生活に困窮している。義理の両親の医療費や、母親も病弱で、家賃・光熱費等の滞納がある。金銭管理に課題あり。
20代	未婚で、前パートナーとの間の長女、現パートナーの3人暮らし。パートナーからのDV相談で、警察には相談したくない。
70代	1人暮らし。統合失調症があり、生活保護受給中。自宅はゴミ屋敷で、内服や食事管理が出来ず、1人暮らしが困難な状態。
70代	認知症疑いの母と、身体障がいのある長男の2人暮らし。自宅は老朽化、環境も不衛生で、金銭管理等、生活上の課題がある。

## 6.関連計画における各事業の数値目標

町の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち、(1)包括的相談支援事業と(2)地域づくり事業において、本町の個別計画ほかで数値目標を定めている事業等を掲載します。

### (1)包括的相談支援事業

事業名	機関名等	指標	現況値 R5年度	目標値 R8年度※
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	地域包括支援センターの延べ相談件数	15,383 件	13,000 件
障害者相談支援事業	障がい者(児)等基幹相談支援センター	障がい者(児)等基幹相談支援センターの延べ相談件数	4,076 件	4,000 件
利用者支援事業	子ども家庭支援センター「みらい」	子ども家庭支援センター「みらい」の延べ相談件数	3,580 件	3,600 件★ (14,000 件)
	母子健康包括支援センター「オヤトコ～親と子のサポートルーム～」	子育て世代包括支援センターの指導・相談件数	901 件	1,000 件☆
福祉事務所未設置町村相談事業	ふれあい総合相談	ふれあい総合相談の延べ相談件数	941 件	600 件

※「第2次高鍋町地域福祉計画・高鍋町地域福祉活動計画」(R4.3)中「【基本目標3 安心して暮らせる地域づくり 評価指標】による

★件数カウント方法変更(R4.4～)のため、計画中目標値 14,000 件を現行カウント方法に換算した数値

☆「第2次高鍋町地域福祉計画・高鍋町地域福祉活動計画」以外による

### (2)地域づくり事業

事業名	指標	R5年度	R7年度
生活支援体制整備事業	高齢者おたすけボランティアの延べ活動件数	394 件	400 件
地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援センター『わかば』の延べ利用人数	995 人	3,050 人
	・地域子育て支援センター「にっしん」の延べ利用人数	1,862 人	